「令和８年度日本司法支援センター法教育動画制作業務」の質問に対する回答

項番	区　分	該当ページ	質 問 事 項	回　　答
1	仕様書 第２の１（６）	２ページ	テロップは字幕のことではなく、通常のテロップという理解でよろしいでしょうか。	字幕及び一部必要に応じたテロップを入れていただく想定です。
2	仕様書 第３の１（５）	４ページ	テーマが４つ記載されていますがこの４件をすべて扱うということでしょうか。	主たるテーマは「男女・夫婦トラブル」であり、具体的にどのような内容にするかをご提案いただきます。実際の制作にあたっては、センターと協議のうえ決定することとなります。
3	提案書提出要領 第２の１（１）③-ア	２ページ	過去３年間の動画タイトルとは、令和５年度～７年度間の実績でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	提案書提出要領 第３の３	４ページ	過去３年間における動画制作実績とは令和５年度～７年度間でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	仕様書 第２の２（４）	２ページ	解説編動画について、協議によりセンター所属の弁護士が出演する可能性があるとされています。出演する場合、(a)解説内容の台本作成はセンターと受注者のどちらが主となるか、(b)撮影はセンター事務所での実施を想定しているか、(c)出演する弁護士の肖像権等の権利処理はセンター側で行うと理解してよいか、ご教示ください。	（a）主に受注者に作成していただきます。 （b）撮影場所は、原則として受注者の手配するスタジオ等を予定しております。必要に応じて、センターの事務所（関東近辺）とする場合もあります。 （c）センター側で行います。
6	仕様書 第２の１ 及び 第３の１（５）	１ページ 及び ４ページ	テーマは「男女・夫婦トラブル（離婚、共同親権、DV、ひとり親等）」と例示されています。提案段階では、例示の中から提案者が具体的な題材を選んで構成案を提示してよいか、それとも契約後にセンターが別途題材を指定する想定か、ご教示ください。	主たるテーマは「男女・夫婦トラブル」であり、具体的にどのような内容にするかをご提案いただきます。実際の制作にあたっては、センターと協議のうえ決定することとなります。
7	仕様書 第２の２（３）	２ページ	撮影場所について「必要に応じ、センターの事務所（関東近辺）とする場合もある」とあります。受注者の希望によりセンターの事務所（本部または地方事務所）を撮影場所として使用することは可能か、可能な場合、使用に係る費用負担の有無および使用できる曜日・時間帯をご教示ください。	撮影場所は、原則として受注者の手配するスタジオ等とします。 センターの事務所を使用する場合の利用条件等については、現時点で回答いたしかねます。ただし、事務所使用料は発生しません。
8	提案書提出要領 第３の３	４ページ	過去３年間の受注・運用実績について「それを示す資料（契約の相手方、動画の目的・対象、制作期間）」とあります。受注者が作成した一覧表の形式で足りるか、契約書や発注書の写し等の添付が必要か、ご教示ください。	受注者が作成した一覧表や画像添付の形式で足ります。契約書や発注書の写し等の添付は求めません。
9	仕様書 第７	６ページ	演者・ナレーターへの出演依頼、およびカメラマンや編集者等の外部クリエイターへの個別業務の依頼は、第７の「再委託」として事前申請の対象、および「契約金額の２分の１未満」の算定対象に含まれるか、ご教示ください。	再委託に該当するか否かや申請が必要になる業務範囲等については、個別の事情等も踏まえ判断いたします。

10	仕様書	－	本件の動画制作業務における 委託費上限金額のご提示はありますでしょうか。	委託費上限金額については、公開しておりません。
11	仕様書 第２の１	１ページ	「実写、アニメーションは問わない」と記載されております。 　仮に、実写での制作を想定する場合、登場人物にタレントや役者を起用するにあたり、そのレバル（有名無名）、人数、撮影規模、撮影場所は、ハウススタジオなのか、背景は合成で処理するのか、などの演出方法の違いを検討、算出することが難しい。 　一方、仮に、アニメーションでの制作を想定する場合、画質クオリティや制作方法の違いがあるため、予算（委託費）の範囲がご提示されておりませんと具体的に提案しにくいところです。	恐れ入りますが、委託費上限金額については、公開しておりません。
12	仕様書 第２の２（４）	２ページ	「解説編動画については、センターに所属する弁護士が出演することもありえる」とあります。　これは必須事項となるのでしょうか。 　もしくは、弁護士の全面監修の下、別の登場人物（もしくはキャラクター）が解説することでも、その法的根拠が立証されると想定しても良いのでしょうか。	必須事項ではありません。センター監修の下、別の登場人物（もしくはキャラクター）が解説することでも、問題ありません。
13	仕様書 第２の２（４）	２ページ	解説編動画において、センターに所属する弁護士の出演を想定した場合、その弁護士の出演料（謝礼）はどの程度（金額）を予定しておけばよいのでしょうか。 　また、出演はされなくても、制作過程において、リーガルチェック、もしくは映像への全面的な監修をお願いする必要はあるのでしょうか。その場合においても、弁護士への監修料（謝礼）はどの程度（金額）を予定しておけばよいのでしょうか。 （事前シナリオチェック、撮影1日、事後映像チェック　など）	センターに所属する弁護士が出演する場合、出演料は不要です。 内容について間違いがないか、センターでも確認いたしますが、受注者においても現行の法制度を踏まえ、制作していただくようお願いします。 センターでの確認にかかる費用は必要ありません。
14	仕様書 第３の１（５）	４ページ	「男女・夫婦トラブル（離婚、共同親権、DV、ひとり親等）」 と記載されております。実際の映像制作は、この中のテーマから１つに指定していただけるのでしょうか。 　もしくは、これら複数のテーマについて紹介し、解説をするような動画の内容、構成になるのでしょうか。	主たるテーマは「男女・夫婦トラブル」であり、具体的にどのような内容にするかをご提案いただきます。実際の制作にあたっては、センターと協議のうえ決定することとなります。
15	提案書提出要領 第３の１	３ページ	「テーマに則した」とあります。 「男女・夫婦トラブル（離婚、共同親権、DV、ひとり親等）」を１つのテーマと捉えるのでしょうか。 　もしくは、カッコ内の４つ（離婚、共同親権、DV、ひとり親等）より１つを選択するのでしょうか。 　後者の場合、各社は提案に際して、テーマを選び提出。採用された場合は、そのテーマについて動画制作することになるのでしょうか。	主たるテーマは「男女・夫婦トラブル」であり、具体的にどのような内容にするかをご提案いただきます。実際の制作にあたっては、センターと協議のうえ決定することとなります。
16	入札公告	３ページ	10月23日（金）の質問書提出期限の後、10月27日（火）の質問書回答期限とあります。 　今回の「動画制作業務」への参加を辞退する場合は、提出する書類等はあるのでしょうか。	参加を辞退する場合に提出いただく書類等はございません。
17	仕様書 第５の１（２）	４ページ 及び ５ページ	「編集用データー式」について アニメーション映像は別のソフトウェアで制作・書き出しを行い、テロップや図解の文字など、将来的に修正や流用が発生しやすいテキスト部分は、Premiere Pro上で編集できる構成で納品することを想定しております。この構成で、仕様書に記載の「編集可能なAdobe Premiere Proプロジェクトファイル」及び「一般的な編集環境においても同等品質の動画を再現できること」の要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	アニメーション映像の提出方法について記載されていないため、現時点では回答いたしかねます。

18	仕様書 第２の２（４）	２ページ	「センターに所属する弁護士が出演することもあり得る」について 解説編動画への弁護士の出演の要否は、提案者の判断に委ねられるという理解で良いでしょうか？（アニメーションで制作する場合、弁護士をキャラクターとして描く方法も問題ないという理解で良いでしょうか？）	提案者の判断に委ねます。 また、アニメーション制作する場合、弁護士をアニメーションとして描く方法については、問題ありません。 詳しくは、センターと協議のうえ、決定します。
19	仕様書 第５の１（２） 及び 第６の１	４ページ 及び ５ページ	「使用した映像、音声、画像等の素材データー式」について 市販の楽曲・効果音素材や有償フォント等で、使用許諾は得られるもののライセンス上ファイル自体の再配布ができないものは、素材名・入手先・ライセンス条件の一覧の納品をもって代えてよろしいでしょうか。	必要な楽曲やその他の素材については、概ね問題ありませんが、必要な楽曲、素材、その他詳細はセンターと協議のうえ、決定します。
20	仕様書 第３の１（５）	４ページ	「男女・夫婦トラブル（離婚、共同親権、ＤＶ、ひとり親等）」について 例示された要素を全てドラマ形式動画に盛り込む必要がありますか。それとも、重点を置く要素を提案者が選んで提案してよろしいでしょうか。特に重視される内容があればご教示ください。	主たるテーマは「男女・夫婦トラブル」であり、具体的にどのような内容にするかをご提案いただきます。実際の制作にあたっては、センターと協議のうえ決定することとなります。
21	入札説明書	４ページ	本業務の予定価格又は予算上限額について、開示可能な範囲でご教示ください。	予定価格及び予算上限額については公開しておりません。
22	その他	－	令和７年度に同一又は類似の法教育動画制作業務を実施されている場合、案件名、落札者及び落札額をご教示ください。公開資料がある場合は、掲載先も併せてご教示ください。	令和７年度に法教育動画制作業務は実施しておりません。
23	仕様書 第３の２	４ページ	動画全体について、貴センターが想定する表現のトーン、演出方針及び避けるべき表現がございましたらご教示ください。また、内容・演出・完成品質の参考となる動画がある場合は、閲覧先をご教示ください。	公序良俗に反する不適切な表現及び事実とは異なりかつ誤解を与える表現は避けていただきたく存じます。 過去に制作した法教育動画は法テラス公式YouTubeにアップしております。以下、YouTubeにアップしている動画になります（他のテーマもアップしております。）。 https://www.youtube.com/watch?v=zsIRZyPEOCk（ブラックバイト本編） https://www.youtube.com/watch?v=gvU3CwxqvEc&t=556s（ブラックバイト解決編）
24	仕様書 第３の１（５）	４ページ	「離婚、共同親権、DV、ひとり親等」の各テーマは、全てを一つのストーリーで扱う必要がありますか。それとも、特定のテーマを選択して提案することが可能でしょうか。優先するテーマがある場合は、併せてご教示ください。	主たるテーマは「男女・夫婦トラブル」であり、具体的にどのような内容にするかをご提案いただきます。実際の制作にあたっては、センターと協議のうえ決定することとなります。
25	仕様書 第３の２	４ページ	主たる視聴者として想定する年代、家族構成及び法律知識の程度並びに、視聴後に期待する理解又は行動について、特に重視する点をご教示ください。	動画の具体的な内容によって異なるため、現時点で回答いたしかねます。
26	仕様書 第２の２（２）	１ページ	ドラマ形式動画のストーリー、登場人物、事例設定及びセリフは、受注者が新規に企画・作成する認識でよろしいでしょうか。指定する事例又はシナリオがある場合は、その内容及び提供時期をご教示ください。	ご認識のとおりです。指定する事例又はシナリオはございません。
27	仕様書 第２の２	１ページ	台本及び映像等に対する貴センターのリーガルチェックについて、確認対象、確認時期及び標準的な確認期間をご教示ください。また、受注者による外部専門家の監修手配が必要か、併せてご教示ください。	内容について間違いがないか、センターでも確認いたしますが、受注者においても現行の法制度を踏まえ、制作していただくようお願いします。 センターでの確認には、内容により異なりますので、協議のうえ決定することといたします。かかる費用は必要ありません。

28	仕様書 第４	４ページ	ロゴ及び公開刊行物以外に、制度説明資料、統計、法令・制度に関する原稿、事例情報、写真、イラスト又は既存動画等の提供予定がある場合は、内容及び提供時期をご教示ください。	現時点では、ロゴ及び公開刊行物以外の提供は想定しておりません。
29	仕様書 第２の２（３）	２ページ	撮影場所として貴センター事務所（関東近辺）を使用する場合の利用条件、使用料の有無、撮影可能な範囲及び日程上の制約をご教示ください。	センターの事務所を使用する場合の利用条件等については、現時点で回答いたしかねます。事務所を使用する場合の事務所使用料は発生しません。
30	仕様書 第２の２（４）	２ページ	ドラマ形式動画について、主要キャスト及びエキストラの人数、役柄又は起用方法に指定はありますか。指定がない場合は、企画内容に応じて受注者が自由に提案する認識でよろしいでしょうか。	特に指定はございません。 指定がない場合は、企画内容に応じて受注者が自由に提案する認識で間違いございません。
31	仕様書 第２の２（４）	２ページ	解説編動画に貴センター所属の弁護士が出演する場合、出演可否の決定時期、撮影可能な場所・日程、出演料その他受注者が見積りに含めるべき費用の有無をご教示ください。	センター所属の弁護士が出演する場合の詳細につきましては、現時点で回答いたしかねます。ただし、センター所属の弁護士に対する出演料は不要ですので、見積りに含める必要はありません。
32	提案書提出要領 第３の１（１）	３ページ	提案時の３種類の動画案について、絵コンテ又は構成資料に求める範囲をご教示ください。全編の台本・絵コンテが必要か、主要場面を示す企画・構成資料で足りるか、併せてご教示ください。	絵コンテ又は構成資料に求める範囲につきましては、提案者の判断に委ねます。
33	仕様書 第２の２（３）	２ページ	「動画の校正は３回程度」とありますが、シナリオ、絵コンテ、仮編集版及び完成版の各工程を通算した回数でしょうか。工程ごとの想定確認回数及び標準的な確認期間をご教示ください。	あくまでも動画自体の校正を指しております。その他については、協議のうえ決定します。
34	仕様書 第２の３（２） ③	３ページ	貴センターの承認後に、貴センターの指示により構成変更、再撮影又は再収録が必要となった場合も、契約金額内で対応する必要がありますか。追加費用の協議が可能となる条件をご教示ください。	状況等により変わるため、現時点では回答いたしかねます。
35	仕様書 第５の１（２） 第６	４ページ 及び ５ページ	第三者に権利が帰属するBGM、効果音、写真、イラスト、フォント等について、貴センターが期間の定めなく無償で利用できる許諾を得た素材であれば使用可能でしょうか。また、ライセンス上、素材自体の譲渡又は再配布ができない場合の納品方法をご教示ください。	概ね問題ありませんが、必要な楽曲、素材、その他詳細はセンターと協議のうえ、決定します。
36	仕様書 第７	６ページ	再委託が禁止される「主たる部分」の具体的な業務範囲をご教示ください。企画・構成、脚本、演出、撮影、編集、出演者手配及び音声収録のうち、再委託可能な工程と承認手続の考え方をご教示ください。	再委託に該当するか否かや申請が必要になる業務範囲等については、個別の事情等も踏まえ判断いたします。
37	仕様書 第７の１	６ページ	再委託予定金額の割合は原則として契約金額の２分の１未満とありますが、出演者・ナレーターへの出演料、スタジオ・機材の利用料及び素材ライセンス料は、再委託予定金額に含まれますか。	再委託に該当するか否かや申請が必要になる業務範囲等については、個別の事情等も踏まえ判断いたします。